



平成 29 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社スズケン  
代表者名 代表取締役社長 宮田 浩美  
(コード番号 9987 東証・名証第 1 部、札証)  
問合せ先 取締役専務執行役員  
コーポレート本部長 浅野 茂  
(TEL. 052-961-2331)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月下旬開催予定の第 71 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「薬事法等の一部を改正する法律」(平成 25 年法律第 84 号)の施行により「再生医療等製品」が新たに定義されたことに伴い、今後の事業展開に備える為、事業目的に文言を追加するとともに、その他の文言の整理をおこなう為、現行定款第 2 条の規定を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行をおこなわない取締役及び社外監査役でない監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条及び第 36 条の規定を変更するものであります。  
なお、第 28 条の変更案については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 会社法第 329 条第 3 項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え選任することができる補欠監査役の規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする為、現行定款第 30 条及び第 31 条の規定を変更するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 29 年 6 月下旬
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 29 年 6 月下旬

以 上

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医薬品、試薬、動物用医薬品、農薬、工業製品、化学薬品、医薬部外品、毒物、劇物、その他各種薬品類および<u>医療用機械器具・用具</u>、福祉用具、医療用品、計量器、化粧品、衛生用品、肥料、飼料、飼料添加物等の販売ならびに製造</p> <p>2. (省略)</p> <p>§</p> <p>7. (省略)</p> <p>8. 医療機関内に於ける医薬品、<u>医療用機械器具等</u>の物品の管理ならびに配送の受託業務</p> <p>9. (省略)</p> <p>§</p> <p>15. (省略)</p> <p>16. 福祉用具、<u>医療用機械器具</u>、医療用品のリース・レンタル・メンテナンスおよび修理ならびに古物の売買</p> <p>17. (省略)</p> <p>§</p> <p>22. (省略)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医薬品、<u>再生医療等製品</u>、試薬、動物用医薬品、農薬、工業製品、化学薬品、医薬部外品、毒物、劇物、その他各種薬品類および<u>医療機器</u>、<u>動物用医療機器</u>、福祉用具、医療用品、計量器、化粧品、衛生用品、肥料、飼料、飼料添加物等の販売ならびに製造</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>§</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>8. 医療機関内に於ける医薬品、<u>医療機器等</u>の物品の管理ならびに配送の受託業務</p> <p>9. (現行どおり)</p> <p>§</p> <p>15. (現行どおり)</p> <p>16. 福祉用具、<u>医療機器</u>、医療用品のリース・レンタル・メンテナンスおよび修理ならびに古物の売買</p> <p>17. (現行どおり)</p> <p>§</p> <p>22. (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第 4 2 3 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 30 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 36 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 30 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。</p> <p><u>3 当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 36 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>